

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行所 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2021年(令和3年) January 1月号

新年のごあいさつ



朝日をうけて

【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

さくらじま……………1
 新年のごあいさつ 鹿児島県労働基準協会長……………2
 新年のごあいさつ 鹿児島労働局長……………3
 健康経営と働き方改革は一体推進で……………4
 コロナ禍における雇止めには注意が必要です……………5～6
 新型コロナウイルス感染症による
 小学校休業等対応助成金をご活用ください……………7
 パートタイム・有期雇用労働法が施行されました……………8
 労務管理あれこれ
 ～翌日まで残業、どこまでが前日の勤務か～……………9
 改正高年齢者雇用安定法について……………10

令和2年 業種別死傷災害発生状況（11月末速報版）…11
 治療と仕事の両立支援
 オンライン地域セミナーのご案内……………12
 令和2年度安全衛生教育促進運動のご案内……………13
 支部たより
 ～令和2年度労務管理研修会を開催しました……………14
 中災防のゼロ災運動・
 KYTオンラインセミナー開催のご案内……………14
 特化則改正説明会のご案内……………15～16
 令和2年度鹿児島県労働災害防止研修会のご案内……………17
 令和3年2月の講習開催のご案内……………18

さくらじま

「明けましておめでとう」なのだが、落ち着きが悪い。感染症騒動で、お正月気分には欠けるのである。

人が集まって賑やかにすることが憚れる。初詣にしても分散化が求められており、三が日内には行けそうにない。そもそも、三が日という決まりはないらしい。1月中でかまわないとか、極端にはその年に初めて参るのが初詣だとか。結構、いい加減である。影響と言え、寺社で手水舎が使えないのも困る。お清めなしで心配になるのだが、これはそもそも禊を簡略化したもの。全身水浴して、お清めとなる。気持

ち程度の所作なら必要なしかと納得してしまう。今回の騒動を機に、初詣、寺社作法のあり方が変わってしまうかは分からないが、過去の歴史をみると、感染症は社会に変革をもたらすことは確実に言える。例えば、明治期に女工の間で蔓延した結核。過酷な労働条件が原因で、結核に罹患した女工は帰郷させられ、さらに郷里の村で感染拡大を引き起こした。この惨状が工場法の成立を大きく前進させた。工場法は戦後に労働基準法へと発展する。現在の感染流行でも、苦しむ方々が大勢いる。収束した後は、社会をより良くする大きな変革があるようにと、初詣では祈りたい。



新年のごあいさつ

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
会長 諏訪健 笹

新年あけましておめでとうございます。

会員事業場の皆様におかれましては、すがすがしい新年をお迎えのことと存じます。

昨年発生した新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況下で、事業活動に大きな影響を及ぼしており大変憂慮しているところです。

このような状況の中で、当協会の各種事業の推進につきまして、関係機関をはじめ会員皆様の温かいご協力ご支援をいただいておりますことを心より感謝申し上げます。

公益社団法人として法令遵守に努め適正な事業運営を行ってまいりますので、ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、本会の事業活動は、感染症の影響で一部事業を縮小又は中止したところですが、労働条件の確保や労働福祉の増進等につきましては、機関誌「鹿児島労基」による周知をはじめ、労務管理講習会等を通じて啓発活動を行いました。

併せて、働き方関連法の周知をはじめ長時間労働削減に向けて啓発活動を進めてまいります。

技能講習等の講習事業においては、年間講習実施計画に基づき、鹿児島教習所において各種運転技能講習及び作業主任者技能講習、安全衛生教育等を実施するなど、資格者の充足に努めて参ります。

法改正のあったフルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業の特別教育については、要望を踏まえ定期的に実施することとしており、また、特定化学物質障害予防規則の改正を受けて、特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習の計画を増やすなど新年度への対応を進めて参ります。

また、健康診断事業につきましては、年間健診計画に基づきヘルスサポートセンター鹿児島において施設内健診をはじめ、各地の事業場を巡回するなど、きめ細かい健診を実施するとともに、県内市町村と連携し生活習慣予防健診等の充実を図っていくこととしています。

感染症の影響で実施できない時期もありましたが、法定健診など確実に実施できるよう体制を整えているところです。

作業環境測定事業では、作業環境測定法に基づく有機溶剤、特定化学物質、粉じん、金属等各種の作業環境測定や電離放射線測定を行うとともに精度管理の向上に努めて参ります。

また、特定化学物質障害予防規則の改正により2021年4月から保護具選定のための溶接ヒュームの測定が必要になることから、現在準備を行っているところでございます。

引き続き、県内各支部を通じて本事業のきめ細かい対応とより一層のサービス向上を図っていきたいと考えています。

新年を迎え、引き続き、講習事業や健康診断事業等を積極的に実施し、災害のない安心・安全で明るい職場づくりを推進していく所存でございます。

本年も、会員各位をはじめ、行政ご当局、関係機関の皆様の格段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、会員の皆様のご健勝と事業の益々のご発展をご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

謹んで新春のご祝詞を申し上げます

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

令和3年元旦



会 長	諏 訪 健 笹
副 会 長	下 堂 蘭 豊
副 会 長	桑 原 宏 志
副 会 長	下 小 野 田 隆
	塚 田 洋 一
	西 浩 二
	松 清 幸 男
	吉 田 邦 男
	小 山 重 和
	吉 本 耕 作
専 務 理 事	





新年のごあいさつ

鹿児島労働局
局長 三輪 宗文

明けましておめでとうございます。

新年を迎え、皆様のご健康とご繁栄を心よりお祝い申し上げます。

また、公益社団法人鹿児島県労働基準協会におかれましては、労働安全衛生法に基づく各種技能講習の実施や労働災害防止のための教育・研修の開催など年間を通じて幅広い活動にお取り組みいただいていることに敬意を表します。

さて、鹿児島県の雇用情勢については、新型コロナウイルスが蔓延する前と比べ、有効求人倍率が大幅に下がり、新規求人数の落ち込みや求職活動の長期化等が顕在化するなど、厳しい状況となっています。

このような状況の中、鹿児島労働局においては、総合労働行政機関としての役割を果たすべく、各種施策を展開しているところです。

第一に、働き方改革関連法が一昨年4月1日から順次施行される中、昨年4月からは、一部の業種を除き、県内の中小・小規模事業者にも時間外労働の上限規制が適用されています。そして、働き方改革関連法の重要な柱のひとつであります「同一労働同一賃金の実現」に向けた「パートタイム・有期雇用労働法」及び「改正労働者派遣法」が昨年4月から施行され、正社員と非正規雇用社員との不合理な待遇差が禁止されました。

「パートタイム・有期雇用労働法」の中小・小規模事業者への適用は、1年遅れの本年4月1日からとなります。当局としても、改正法の各事項が確実に実施されることにより、県内の働き方改革の推進、よりよい雇用・労働環境の実現、県内就職並びに定着の促進が図られるよう、引き続き、改正法の周知や中小・小規模事業者支援対策の実施に努めてまいります。

第二に、雇用の安定を図るために、各種の雇用対策に取り組んでまいります。

まず、新型コロナウイルス感染症による雇用情勢への影響を注視しつつ、雇用調整助成金等の活用により、このような状況下で雇用維持に努めている事業主への支援に取り組むとともに、離職を余儀なくされた方々に対しましても、個々のニーズ等に応じたきめ細かな就職支援を実施してまいります。

また、いわゆる就職氷河期世代は、バブル崩壊後の厳しい経済状況の時期に就職活動を行った世代であり、現在も不本意ながら不安定な就労や無業の状態にあるなど、さまざまな課題に直面している方々がいることから、その活躍に向けた積極的な支援を実施してまいります。さらに、本年4月に施行される改正高年齢者雇用安定法の周知に努め、70歳までの就業機会の確保を図るなど、生涯現役社会の実現に向けて取り組んでまいります。

第三に、働く方の労働条件や健康と安全の確保に取り組んでまいります。

過労死をなくし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向けて、長時間労働の解消をはじめ、適正な労働条件で、安心して働ける職場環境を形成するため、引き続き、指導・啓発に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症等の影響も踏まえ3円引上げとなった最低賃金については、貴会をはじめとする関係団体や自治体とも連携した広報などによる周知や遵守の徹底を積極的に取り組んでまいります。

労働安全衛生については、第13次労働災害防止計画（平成30年度～令和4年度）に基づく4年目として、労働災害防止対策や心身の健康確保・職業性疾病対策などの積極的推進を図るとともに、治療と仕事の両立支援にも取り組んでまいります。

また、パワーハラスメント防止対策が法制化されたことから、法の周知をはじめハラスメントのない働きやすい職場環境づくりに向けた事業主への支援にも取り組んでまいります。

第四に、労働保険料の適正徴収に取り組んでまいります。

労働保険制度は、労働者のセーフティネットとしての各種施策を推進する財政基盤であり、その健全な運営、公平な費用負担及び労働者の福祉向上等の観点から、適正な保険料の申告・納付が行われるよう周知・広報に努めるとともに、未手続事業の一扫対策に引き続き取り組んでまいります。

また、電子申請の利用率向上が求められているなか、年度更新手続等における電子申請の利用拡大及び労働保険料の口座振替制度の利用についても周知を図ってまいります。

新年においても、鹿児島労働局としては、総合労働行政機関として、「働き方改革」を始めとした各種の施策に積極的に取り組む所存でございます。

こうした施策の実効ある推進のためには、関係団体との連携が不可欠であり、とりわけ労働環境の整備推進に大きな役割を果たされている貴会とはより一層の協力関係を維持、発展させていかなければならないと考えておりますので、本年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

令和3年元旦

謹んで新年の

お慶びを申し上げます

令和3年元旦



鹿児島労働局

局長	三輪 宗文
総務部長	田之上 英治
総務課長	鮫島 和貴
労働保険徴収室長	西園 博司
雇用環境・均等室長	松野 市子
労働基準部長	笹川 一彦
監督課長	中村 健吾
賃金室長	平松 弥生
健康安全課長	上園 敏朗
労災補償課長	熊谷 尚正
職業安定部長	横溝 紀彦
職業安定課長	中洲 拓人
需給調整事業室長	泉 仁志
職業対策課長	和田 滋
訓練室長	地頭 政

鹿児島労働基準監督署 署長	榎園 和彦
川内労働基準監督署 署長	田代 義広
鹿屋労働基準監督署 署長	牧角 文治
加治木労働基準監督署 署長	礒元 昭二
名瀬労働基準監督署 署長	池濱 輝生



健康経営と働き方改革は一体推進で

鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員
鹿児島純心女子大学名誉教授 徳 永 龍 子

2014年、私は鹿児島労基紙面で健康経営の事を紹介した。健康経営は1980年アメリカの経営心理学者ロバート・ローゼンが提唱し、企業の持続的成長を図る観点から、従業員の健康を経営資源ととらえ、企業が健康増進に積極的に取り組む経営手法として始まった。2020年9月現在476大法人、中小規模4,815法人が優良法人に指定されている。健康経営の成果は、①従業員の健康管理、健康づくりの推進による医療費の節約 ②企業の生産性及び従業員の創造性の向上 ③企業のリスクマネジメントで経費圧縮 ④笑顔で頑張る社員が顧客満足度を上げ企業イメージの向上 ⑤従業員の余暇時間利用での地域貢献である。目的は従業員・会社・社会の幸せで、テレビ、ネット、新聞で紹介されている。

注目したのは、健康保険料率が全国4番目に高い（10.33%全国平均10%）全国健康保険協会熊本支部が、健康経営に取り組む全国初の連携組織「くまもと健康企業会」を設立したことである。同支部管内約1600社が2020年7月末時点で健康経営を宣言している。宣言企業の多くは従業員の運動習慣づけ、禁煙の推進、メンタルヘルス対策に取り組んでいる。しかし企業から「自社だけでは具体的な健康増進のためのアイデアが浮かばない」「他社の好例を知りたい」などの声に押され、企業の先進事例を年3回共有する会を実施。目標は従業員の健康増進を後押しして医療費節約による健康保険料率を下げ、企業や加入者の負担軽減を目指す。医療費の高額原因は、全国上位の人工透析患者数で食事と運動の改善を対策とする。先進例は、健康食品通信販売の「えがお」。管理栄養士が常駐する社員食堂で、朝・昼・夜の食事を提供する。併せて役員の1人を健康管理最高責任者（CHO）に充てるなど体制を整えた。同支部の斎藤和則支部長は「中小企業も健康経営で選別される時代になりつつある。新型コロナウイルスの感染が拡大している今だからこそ、健康経営の浸透が必要」と話している。（日経新聞2020.8.12）

他の先進例は、経営陣・従業員が本気で取り組む全社的な意識・働き方・健康経営の改革が多い。

愛知県の三幸土木株式会社は、2015年の健診で40歳以上の社員の75%、役員全員が「メタボリックシンドローム及び予備軍」と診断された。始めたのが「体重記録と毎日プラス一皿の野菜摂取」の健康行動習慣化。社長、役員が先ず取り組み成果を上げ、社員に拡大し定着させた。他に成功報酬付きの「禁煙チャレンジ」、連続4日

間の休暇取得推進「アニバーサリー休暇制度」等で5年連続優良表彰である。

社長ががんから得た体験を活用した株式会社マックス。休みたい時に休め、社員同士、家族同士が助け合い働き続けられる風土づくりは、社員の幸せ家族の幸せ、働ける喜びを追求する経営理念である。同社の取組の一つが「多能工化」で、4専門製造ラインを機械や新技術の活用で製造作業の軽量化、コンピュータ導入による工程のシステム化の推進である。「多能工化」は、異なる製造ラインの従業員が他の専門性を共有でき、効率的運用が可能となった。配置転換や休暇取得も容易となり転勤先の生産性向上や治療中の従業員の両立支援にも結びついた。（産業保健21.101号）

興味深いのは、福井県の現業交替勤務者の研究成果である。夜勤・交替勤務者でも食事時間を確保し3食とる群は肥満が少なく、欠食群は肥満が多い。他の夜勤・交替勤務者の研究では、肥満、糖尿病、脂質異常症、睡眠障害等が多い。この事は、体内時計が糖代謝に影響するという2017年ノーベル賞の内容、食事・睡眠・食事間隔は14時間、食事・食事の間隔は4時間が糖代謝に良い事で説明可能である。勤務時間帯に合わせ、勤務1時間前迄に食事、勤務3時間で食事休憩、仕事終了後に7分目の食事・睡眠・食事間隔は14時間となるように生活をシフトする。良い仕事と目覚めには、快眠衛生習慣が大事になる。起床後20分間光を網膜から入れ、覚醒と精神の安定物質セロトニン生成を促す。脳・身体には、ご飯。セロトニンの原料は蛋白質。がん・脂質異常症・糖尿病予防には野菜類が欠かせない。身体活動、労働、深呼吸でセロトニンが増え、夜には睡眠ホルモンメラトニンが増えて入浴後の良い睡眠に繋がる。逆に夜勤明けは日光を避けて帰宅し、食事・入浴後・部屋を暗くして休む。7時間の睡眠時間が、生活習慣病が少ない。満腹、2合以上の飲酒は消化器が働いているため途中覚醒、睡眠が浅くなる。

企業戦略は、先見の成長戦略にありか。コロナ禍で暫定的解禁のオンライン診療を継続すれば日本の医療水準は相当高くなり、働き方改革でのテレワークの定着、仕事のDXデジタル転換による成果評価のジョブ型雇用への切り替え等は労働者を守る組織への転換に繋がりうる。企業も戦略を可視化して、労使一体での健康経営と働き方改革推進の時である。

コロナ禍における雇止めには注意が必要です

契約社員・パート・アルバイトなど、全ての有期で働く方は、
契約期間が5年を超えたら「無期転換」できます

契約が更新されない不安を解消。「無期転換ルール」とは？

同じ会社で有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みによって、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールのことです。通算5年のカウントは、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）
 契約期間が1年の場合、5回目の更新後の1年間に、契約期間が3年の場合、1回目の更新後の3年間に無期転換の申込権が発生します。契約期間が平成25（2013）年4月に開始して1年ごとの更新を繰り返した場合、**平成30（2018）年の4月から「無期転換の申込み」**ができるようになります。



契約社員・パート・アルバイト、無期転換は全ての有期契約が対象です！

契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。（大学の研究者など、一部、例外あり）

契約社員やパートタイマー、アルバイトなどの名称は問いません。

有期労働契約の派遣社員も対象になります。



無期転換には、労働者からの「申込み」が必要です！

無期労働契約へ転換を希望する場合は、**労働者からの「申込み」が必要**です。「申込み」は口頭でも有効ですが、トラブルを防ぐためにも書面で行うことをお勧めしています。

「申込み」をしたら、会社側は断ることができません。会社は、「申込権」が発生したことを労働者に伝えるよう努めましょう。対象となる労働者に制度を理解していただき、無期転換を申込みかを、ご自身で判断する機会を与えましょう。

無期契約に転換をするメリット

無期転換ルールは、有期契約労働者が雇い止めの不安を感じることなく、安心して働き続けられるために設けられた制度です。同じ会社で働き続けられることで、将来設計が立てやすくなり、どのようなキャリアを積んでいくかということも考えやすくなります。

無期転換についての注意事項

● 通算できる期間の数え方

「通算5年」のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。途中で、6か月以上、契約がない期間があると、それ以前の契約期間は「通算」には含めなくなります。（これを「クーリング」といいます）無期転換申込みを避ける目的でクーリングを設けることは望ましくありません。

● 労働条件は、有期雇用のおきと同じ（原則）

無期雇用になった場合でも、職務、勤務地、賃金、労働時間といった労働条件は、基本的には直前の有期労働契約と同一になります。職務の内容が変わらないのに、無期転換後の労働条件が低下しているような場合は、お近くの労働局、労働基準監督署にある「総合労働相談コーナー」へご相談ください。

● 雇止めと無期転換権の行使

通算契約期間が5年を超える有期労働者が、現在契約を締結している有期労働契約の満了日までに無期転換の申込みをした場合には、使用者はこの申込みを承諾したものとみなされ、申込みの時点で、申込時の有期労働契約が満了する日の翌日を始期とする無期労働契約がすでに成立していることとなります（労働契約法第18条第1項）。したがって、会社は無期転換を拒否することはできません。

会社が無期転換を認めず、現在締結している有期労働契約の満了をもって有期労働契約関係を終了した（雇止めをしようとした）としても、その雇止めをもって当然に無期転換申込権の行使により成立した始期付無期労働契約を解約（解雇）することにはならず、無期労働契約の関係は終了していないと考えられます。

また、有期労働契約だけでなく始期付無期労働契約の関係も終了させようと解約（解雇）を申し入れたとしても、この解雇が「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない」場合には、権利濫用に該当するものとして無効となるとされています。（労働契約法第16条）

なお、労働者が無期転換の申込みをしたにもかかわらず、無期転換をさせないために労働者を雇止め・解雇することは望ましいとは言えず、仮に裁判になれば無効と判断される可能性が高いと考えられます。

困ったときの相談は

「無期転換は困るから、契約更新をしないとされた（雇い止め）」
「無期契約の給料を時給に換算したら、給料が下がっている（労働条件の低下）」
「無期転換申込権を行使しないよう言われた（転換権の放棄）」などでお困りの場合は、労働基準監督署の「総合労働相談コーナー」や都道府県労働局で相談を受け付けています。

また、無期転換ルールについて、よくある質問や、詳しい情報は『無期転換ポータルサイト』まで。

<http://muki.mhlw.go.jp/>



問合せ先

鹿児島労働局 雇用環境・均等室

電話 099-223-8239

事業主・労働者の皆さまへ



小学校休業等対応助成金のご案内

令和2年2月27日から令和3年3月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！

活用方法・申請期限

（注）取得した休暇の期間によって、下記のとおり申請期限が異なります！

- 令和2年2月27日から9月30日までの休暇に関する**申請期限は12月28日**です。

ただし、助成金については、やむを得ない理由があると認められる場合（※）は、申請期限経過後に申請することが可能です。

- ※Ⅰ.労働者からの下記③の労働局の特別相談窓口への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合
- Ⅱ.労働者が下記③の労働局の特別相談窓口へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

- 令和2年10月1日から12月31日までの休暇に関する**申請期限は令和3年3月31日**です。
- 令和3年1月1日から3月31日までの休暇に関する**申請期限は令和3年6月30日**です。
- 助成内容は**特別休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10（※）**です。
 - ※ 日額上限：15,000円（令和2年3月31日までの休暇分については8,330円）
- この助成金は、既に欠勤や年次有給休暇の取得として処理された分についても、事後的に特別休暇に振り替えた場合は対象になります。

事業主の皆さまには、この助成金を活用して**有給の特別休暇制度を設けていただき、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただく**とともに、**過去に欠勤等で処理した分**についても、**特別休暇に振り替えて**本助成金をご活用いただけるよう、ご検討をお願いします。

①【コールセンター】 申請方法等のお問い合わせは、下記のフリーダイヤルまで（フリーダイヤル）**0120-60-3999** 受付時間：9：00～21：00 土日・祝日含む

②【受付センター】 申請書の提出先は、こちらです。

〒137-8691 新東京郵便局 私書箱132号 学校等休業助成金・支援金受付センター

※郵送先は厚生労働省・都道府県労働局ではありません。

必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。

③『小学校休業等対応助成金に係る**特別相談窓口**』

鹿児島労働局 雇用環境・均等室 TEL 099-223-8239

事業主の皆さま、
パートタイム労働者・有期雇用労働者のみなさま
**パートタイム・有期雇用労働法が
施行されました。**
正社員と非正規社員間の不合理な待遇差は禁止！

中小企業 2021年4月1日施行
（大企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2020年4月1日）

同一企業内における正社員と非正規社員間の不合理な待遇差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法※1や施行規則、同一労働同一賃金ガイドライン（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針）、パートタイム・有期雇用労働指針が施行されています。

※1 パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。法律の名称も、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」から「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」）に変わります。

改正のポイント

非正規社員（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者※2）について、以下の1～3を統一的に整備します。

1 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。ガイドライン（指針）において、どのような待遇差が不合理に当たるかを例示します。

2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規社員は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができるようになります。事業主は、非正規社員から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

3 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続（行政ADR）※3の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続を行います。「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても、行政ADRの対象となります。

※2 派遣労働者についても、改正後の労働者派遣法により、上記1～3が整備されます。

※3 事業主と労働者との間の紛争を、裁判をせずに解決する手続のことをいいます。

鹿児島働き方改革推進支援センター
（鹿児島労働局委託事業）**をご活用ください**

- ◆働き方改革って何をしたらいいの？
- ◆不合理な待遇差ってどういうもの？
- ◆何か役立つ**助成金**はあるの？



事業主からのご相談に、専門家（社会保険労務士）が無料でお答えします

連絡先

0120-221-255

パート・有期雇用労働法に関する
お問い合わせ・ご相談は

**鹿児島労働局
雇用環境・均等室**

（099-223-8239）へ

労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

翌日まで残業、どこまでが前日の勤務か

(Q) 労働時間の件でおたずねいたします。当社の勤務時間は、午前9時から午後6時までとなっていますが、仕事の都合で翌日にまでわたる長時間残業が毎月1～2回あります。

そこで質問ですが、たとえば翌日の朝8時まで残業し、2時間後の午前10時から引き続き勤務に就いたような場合、どこまでが前日からの勤務とみなされるでしょうか。

翌日の所定労働時間の開始時刻まで

(A) 労働時間のとらえ方について、原則として暦日単位で考えることとなりますが、ご質問のケースのように、日をまたいでしまう場合に次のような考え方が示されており、参考になると思います。

- 1 「継続勤務はたとえ暦日を異にする場合でも1勤務として扱われる」(昭23・7・5 基発第968号)

2 「労働が継続して翌日まで及んだ場合には、翌日の所定労働時間の始業時刻迄の分は前日の超過勤務時間として扱われる」(昭28・3・20 基発第136号)

ご質問のケースでは次の所定労働時間が開始される午前9時までが前日の勤務と取り扱われることとなりますが、勤務は翌日午前8時で終了していますので、午前8時までが前日からの継続した勤務となります。

この場合、翌日の午前8時までの勤務については、休憩時間を除き8時間を超える部分には2割5分増し、午後10時から午前5時までの深夜時間帯にかかる部分はさらに2割5分を加算した割増賃金を支払う必要があります。

労働時間のとらえ方についてはこのとおりですが、一方、所定終業時刻から14時間も残業するような働き方、業務終了から次の業務開始まで十分なインターバルを置かない働き方は、過重労働の解消や労働者の健康的な働き方を確保する観点から見直しを行っていただく必要があります。

均等・均衡待遇に関する特別相談窓口

鹿児島労働局雇用環境・均等室

パートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派遣法が2020年4月1日から施行されています。（中小企業におけるパート・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日から）

正規雇用と非正規雇用の間の不合理な待遇差が禁止され、正規雇用との均等・均衡待遇が求められます。

鹿児島労働局では、働く方々や企業の担当者からの疑問や相談にお答えするための特別相談窓口を以下のとおり開設しています。（併せて中小企業の皆様の取組を支援するために鹿児島県社会保険労務士会に委託して鹿児島働き方改革推進支援センターも開設していますので、積極的なご活用をお願いいたします。）

◇窓 口 【時 間 8時30分から17時15分(土日祝日、年末年始除く)】

●パートタイム・有期雇用労働法については

鹿児島労働局 雇用環境・均等室

電 話 099-223-8239

所在地 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2F

●改正労働者派遣法については

鹿児島労働局 職業安定部需給調整事業室

電 話 099-803-7111

所在地 鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル1階

◇鹿児島働き方改革推進支援センター

0120-221-255 フリーダイヤル 受付は月曜～金曜の午前9時～午後5時 祝日を除く

*改正法の詳細は厚生労働省HP『同一労働同一賃金に関する特集ページ』をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

改正高齢者雇用安定法について

鹿児島労働局職業対策課

高齢者雇用安定法は、少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある誰もが年齢に関わりなくその能力を十分に発揮できるよう、高齢者が活躍できる環境整備を図る法律です。

【これまでの高齢者雇用安定法 ～65歳までの雇用確保（義務）～】

- ・60歳未満の定年禁止（高齢者雇用安定法第8条）
事業主が定年を定める場合は、その定年年齢は60歳以上としなければなりません。
- ・65歳までの雇用確保措置（高齢者雇用安定法第9条）
定年を65歳未満に定めている事業主は、①～③のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）を講じなければなりません。
① 65歳までの定年引上げ ② 定年制の廃止 ③ 65歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入

【改正のポイント ～70歳までの就業機会の確保（努力義務）～ ※令和3年4月1日施行】

65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高齢者就業確保措置として、①～⑤のいずれかの措置を講ずる努力義務を新設。

- ① 70歳までの定年引上げ ② 定年制の廃止 ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）の導入 ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 ⑤ 70歳まで継続的に次の事業に従事できる制度の導入（a 事業主が自ら実施する社会貢献事業 b 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業）

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和2年10月分】

県内有効求人倍率	1.08倍（前月と同じ水準）
全国平均有効求人倍率	1.04倍（前月比0.01P増）
県内正社員有効求人倍率	0.92倍（前年同月比0.13P減）
全国正社員有効求人倍率	0.80倍（前年同月比0.35P減）

※ 本県の雇用失業情勢は、雇用調整助成金等の活用により雇用の維持が図られていることに加え、国や県の各種施策により一部では求人数の復調が見られることから、対前年比で新規求人数の減少幅が小さくなりつつあります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による先行きへの不透明感から、企業における雇入れの判断が慎重になっており、応募の選択肢となる有効求人数が前年と比べて減少し、求職活動の長期化も懸念されるため、今後の求人・求職の動向等を引き続き注視してまいります。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【特定求職者雇用開発助成金】

- ・特定就職困難者コース（60歳以上65歳未満）
- ・生涯現役コース（65歳以上）

高齢者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対する助成金制度です。

ご相談や雇用条件等の詳細については、県内ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。

【65歳超雇用推進助成金】

- ・65歳超継続雇用促進コース
- ・高齢者評価制度等雇用管理改善コース
- ・高齢者無期雇用転換コース

65歳以降の定年延長や継続雇用制度の導入等を行う事業主に対する助成金制度です。

ご相談や詳細については、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 鹿児島支部（☎099-813-0132）へお問い合わせください。



令和2年11月末（速報） 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

	令和2年		令和元年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1,721	14	1,683	14	38	0
1 製造業	324	2	314	2	10	0
1 食料品製造業	180		181	1	-1	-1
4 木材・木製品製造業	17		29		-12	
9 窯業土石製品製造業	18		14	1	4	-1
11～12 金属製品製造業	18	1	28		-10	1
13～15 機械機具製造業	37		18		19	
上記以外の製造業	54	1	44		10	1
2 鉱業	1	0	2	0	-1	0
3 建設業	258	3	271	6	-13	-3
1 土木工事業	93	2	103	1	-10	1
2 建築工事業	134	1	135	4	-1	-3
3 その他の建設業	31		33	1	-2	-1
4 運輸交通業	180	2	165	1	15	1
1 鉄道・航空機業	5		3		2	
2 道路旅客運送業	10		3		7	
3 道路貨物運送業	165	2	158	1	7	1
4 その他の運輸交通業	0		1		-1	
5 貨物取扱業	9	0	27	0	-18	0
1 陸上貨物取扱業	2		7		-5	
2 港湾運送業	7		20		-13	
6 農林業	84	2	87	2	-3	0
1 農業	43		37	1	6	-1
2 林業	41	2	50	1	-9	1
7 畜産・水産業	83	1	87	0	-4	1
8 商業	226	3	232	0	-6	3
1 卸売業	34		41		-7	
2 小売業	161	3	173		-12	3
3 理美容業	4		1		3	
4 その他の商業	27		17		10	
9 金融・広告業	14	0	13	0	1	0
11 通信業	29	0	19	0	10	0
12 教育・研究業	10	0	14	0	-4	0
13 保健衛生業	283	0	240	0	43	0
1 医療保健業	119		90		29	
2 社会福祉施設	158		148		10	
3 その他の保健衛生業	6		2		4	
14 接客娯楽業	84	0	99	0	-15	0
1 旅館業	20		27		-7	
2 飲食店	35		49		-14	
3 その他の接客娯楽業	29		23		6	
上記以外の事業	136	1	113	3	23	-2
10 映画・演劇業	0		0			
15 清掃・と畜業	64		65	2	-1	-2
16 官公署	2		1		1	
17 その他の事業	70	1	47	1	23	
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	167	2	165	1	2	1
第三次産業（8～17）	782	4	730	3	52	1

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3・5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。

令和3年（2021年） 年間標語

健康と安全作業を積み重ね
築くゼロ災 みんなの 誇り

中央労働災害防止協会

治療と仕事の 両立支援

オンライン地域セミナー 事前登録受付中



主催：厚生労働省
後援：日本経済団体連合会、日本商工会議所、独立行政法人労働者健康安全機構

©弘兼憲史 / 講談社

九州・沖縄エリア 令和3年1月25日（月）13:30～

参加
無料

事前に視聴

主催者挨拶、基調講演を、ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」で配信しています。複数の講演を配信していますので、オンライン地域セミナーの前に、ぜひご覧ください。

令和3年
1月25日

オンライン地域セミナー ※プログラムと時間は予定であり、変更になる場合があります。

第一部 13:30～15:00 **パネルディスカッション** 九州・沖縄エリアの事業者や人事労務担当者による事例発表・ディスカッションをライブで配信します。

第二部 15:30～17:00 **オンライングループワーク** 模擬事例を用いて参加者同士の意見交換を行い、具体的な取組について考えます。

参加申し込み 下記にアクセスしてください。

ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」 **治療 両立ナビ** **検索**
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/symposium/2020/>



お問い合わせはこちら

「治療と職業生活の両立支援広報事業」事務局 [✉ mail@chiryoutoshigoto.org](mailto:mail@chiryoutoshigoto.org)



令和2年度 安全衛生教育促進運動の実施について

（公社）鹿児島県労働基準協会

中央労働災害防止協会は、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育の重要性を改めて認識し、特に法定の安全衛生教育等の実施を促進するため、本年も令和2年12月1日から令和3年4月30日までを実施期間として、令和2年度安全衛生教育促進運動を実施しています。

事業者におかれましては、雇い入れ時教育の徹底、運転資格、作業主任者の選任など確認を行い、必要な場合は教育の実施、技能講習等の受講をお願いします。

令和2年度

2020年12月1日 ▶ 2021年4月30日

安全衛生教育促進運動

事業主の皆さん！

労働安全衛生法により

雇入れ時教育 職長等教育 技能講習 特別教育

などが**義務づけ**られています。

ストップ
STOP
労働災害

製造業における職長の能力向上
教育カリキュラムが策定されました！

すべての業種で、職長（班長・作業リーダー等）は
現場の安全衛生管理のキーパーソン的な存在です。
定期的に知識・ノウハウをブラッシュアップしましょう。



支部たより 令和2年度労務管理研修会を開催しました

（公社）鹿児島県労働基準協会加治木支部

当支部では、毎年、労務管理講習会を開催していますが、今年は新型コロナウイルス感染防止のため会場を増やし3会場（始良市、伊佐市、霧島市）で、検温、マスク着用、手消毒等を行うなど感染症拡大防止策を講じ開催致しました。

各会場では、加治木労働基準監督署の磯元署長をはじめ、横峯監督課長、中池労災課長のほか専門官が講師となり、労働関係法のポイント、労働基準法の解説、労災保険法の改正など多岐にわたり説明を頂きました。働き方改革関連法の施行も控え参加した労務管理担当者は、終始熱心にメモをとりながら聞き入っていました。

また、説明終了後には、講師のもとに駆け寄り個別の相談等をするなど有意義な説明会となりました。

働きやすい職場と労働災害のない明るい職場を築かれることを願い無事終了しました。



霧島市会場

お待たせしました！ ゼロ災運動・KYT オンラインセミナー開催します

中央労働災害防止協会

対象者 管理・監督者、職場リーダー、安全衛生スタッフ、一般従業員など

研修名	日 程
① 「ヒヤリ・ハット活動定着のカギ ～KY活動への効果的な活かし方～」	令和2年12月17日（木） ※終了致しました。 第1回 10：30～11：30 第2回 13：30～14：30
② 「今さら聞けないKYTの基本」	令和3年1月26日（火） 第1回 10：30～11：30 第2回 13：30～14：30
③ 「コーディネーターと楽しく「KYT基礎 4ラウンド法」をやってみよう！」	令和3年2月3日（水） 第1回 9：30～11：30 第2回 13：30～15：30
④ 「指差し呼称の定着研修会（オンライン版）」	第1回 令和3年2月4日（木） 13：30～16：30 第2回 令和3年3月3日（水） 13：30～16：30
⑤ 見直そう！KYTとリスクアセスメント	令和3年2月10日（水） 第1回 10：30～11：30 第2回 13：30～14：30
⑥ 「目からウロコ！ KYT基礎4ラウンド法の指導用ツール」	令和3年3月2日（火） 第1回 9：30～11：30 第2回 13：30～15：30

お申込み方法

中災防ホームページよりお申し込みください。参加費は開講日の14日前までに銀行振込か現金書留でお支払いください。キャンセル、参加者変更の場合は、メールで下記お問い合わせまでご連絡をお願いします。参加費を受領後、原則として7日前までに参加者あてにURLとパスワードをお知らせします。

<http://www.jisha.or.jp>

中災防 ゼロ災運動 セミナー

検索

↑ クリック！

取消料

開講日を含め7日前から取消し手数料がかかります。

(1) 開講日を含め7日前～開講日前日 参加費の30% (2) 開講日当日以降 参加費の100%

お問合せ先

中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 業務課
TEL 03-3452-6257 メール zerosai@jisha.or.jp

溶接ヒューム・塩基性酸化マンガンが特定化学物質に！

特化則改正説明会

鹿児島会場

参加費 無料

「溶接ヒューム」および「塩基性酸化マンガン」が労働者に神経機能などの健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、特定化学物質障害予防規則の改正が行われ、令和3年4月1日から施行・適用されます。

本説明会では、主な改正のポイントについて説明いたします。

主な改正点

- ・ 個人ばく露測定結果による呼吸用保護具の選定
- ・ 呼吸用保護具の適切な装着
- ・ 特定化学物質作業主任者の選任
- ・ 特殊健康診断の実施 等



日時

第1回 2月26日（金） 10：00～12：00（定員 40名）
第2回 2月26日（金） 14：00～16：00（定員 40名）

- ※ 受付は、各会場の開始時刻の30分前からです。
- ※ 当日は、FAX等で送付する受講票をご持参ください。
- ※ 終了時刻は、変更になる場合があります。

会場

オロシティホール（鹿児島市卸本町6番地12）

参加費

無料 厚生労働省補助事業（中小規模事業場安全衛生サポート事業）

対象事業場

労災保険に加入している製造業、鉱業、第三次産業等の事業場で労働者数が概ね100人未満の事業場

なお、申し込みは、1事業場あたり2名様までとさせていただきます。

中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター

TEL 092-437-1664 FAX 092-437-1669

「特化則改正説明会（鹿児島会場）」申込書 兼 受講票

中災防・九州安全衛生サービスセンター宛

FAX 092-437-1669

申込方法	<p>太枠内をご記入（□欄にはチェック）のうえ、FAXでお申込みください。 記入事項を確認後、受付番号を記入して、FAXで返送します。当日は、受付番号が記載された申込書兼受講票をご持参ください。 なお、申込後にキャンセルされる場合はご連絡ください。 ※ 参加対象事業場（労働者数概ね100名未満の製造業、鉱業、第三次産業の事業場）かをご確認の上、お申込みください。</p>		
参加希望回	<input type="checkbox"/> 第1回 2月26日（金）午前 10時～12時（受付時間 9時30分～） <input type="checkbox"/> 第2回 2月26日（金）午後 14時～16時（受付時間13時30分～）		
事業場名 （参加者の 所属事業場）	フリガナ	企業規模	
		企業全体の労働者数 <input type="checkbox"/> 50人未満 <input type="checkbox"/> 50～99人 <input type="checkbox"/> 100～299人 <input type="checkbox"/> 300人以上	
業種		事業場規模	
		参加者所属の事業場の労働者数 <input type="checkbox"/> 50人未満 <input type="checkbox"/> 50～99人 <input type="checkbox"/> 100～149人	
所在地 （参加者の 所属事業場）	〒	—	TEL
			FAX
参加者	フリガナ	所属・役職名	中災防 記入欄
	氏名		受付番号
参加者	フリガナ	所属・役職名	中災防 記入欄
	氏名		受付番号
連絡 担当者	フリガナ	所属・役職名	
	氏名		
	E-mail		
通信欄			
確認事項	<p>本事業は、中災防が厚生労働省の補助事業を活用して実施するもので、実施結果等を厚生労働省に報告いたします。この際には、個人名や事業場名が特定できないよう加工し、個人のプライバシー保護および事業運営等に支障が生じない内容で報告いたします。ただし、中災防が、法令に基づく情報の開示を求められた場合を除きます。</p>		
その他	<p>中災防は、本事業で得られた個人情報、集団情報及び事業場情報を適切に管理し、事業の効率的な運営のためにのみ使用します。法令に基づく場合を除き、貴団体の同意を得ることなく第三者へ提供することはありません。なお、中災防としては、本事業のご利用を契機に、安全衛生活動に役立つ情報やサービスのご案内をしたいと考えておりますが、不要の場合は右の□にレ印を入れてください。 <input type="checkbox"/> 不要</p>		
<p>お申込み・問い合わせ先 中央労働災害防止協会（中災防）九州安全衛生サービスセンター 〒812-0008 福岡市博多区東光2丁目16-14 TEL 092-437-1664 FAX 092-437-1669 Eメール：kyushu@jisha.or.jp</p>			

中災防記入欄 受付済□ FAX返送済□

令和2年度鹿児島県労働災害防止研修会のご案内

主催 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
後援 厚生労働省 鹿児島労働局

誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、労働災害の防止は不可欠です。

鹿児島労働局においては、第13次労働災害防止計画を策定し死傷者数を削減する目標を掲げていますが、鹿児島県内においては、依然として製造業、建設業等で、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ等の労働災害が多発しています。また、近年では、小売業、社会福祉施設等で転倒、墜落・転落、動作の反動、無理な動作等による災害が増加しています。

このような状況に鑑み、当協会では、労働災害防止に向けて、労働災害の現状・課題のほか高齢労働者がイキイキ働ける職場づくりを目指すための内容で研修会を開催することに致しました。

労働災害防止活動を振り返るとともに新年度に向けた取り組みの対策となれば幸いです。

経営者や企業・団体等の安全衛生担当者の皆様には是非ご出席頂きますようご案内申し上げます。

なお、本年度は、感染症拡大の状況を踏まえ定員を縮小して開催しますが、場合によっては中止又は会場変更を行うことをご了承下さい。

期 日 **令和3年2月18日**（木） 開会：13時30分 閉会：16時00分予定
【開場・受付は、12時45分からです。】

会 場 鹿児島県歴史・美術センター黎明館 講堂
鹿児島市城山町7-2（電話099-222-5100） ※専用駐車場有ります。

講演内容 講演Ⅰ 「最近の安全衛生行政について」（13：35～約40分間）
講師 鹿児島労働局 労働基準部健康安全課
課長補佐 前野 吉春 氏
講演Ⅱ 「目指せエイジフレンドリー職場～高齢労働者がイキイキ働ける職場づくり～」（14：25～約90分間）
講師 中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター
安全管理士・衛生管理士 田坂 仁志 氏

参加費 **無料**（先着順で定員100名になり次第締め切らせていただきます。）

申込方法 下記申込書により**令和3年2月5日**（金）までにFAXでお申込み下さい。
受付後、FAXにて返信致します。
（公社）鹿児島県労働基準協会 鹿児島市新屋敷町16-16
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

FAX 099-（226）3622 下記のとおり申込みます。

令和2年度労働災害防止研修会参加申込書

事業場名				
所在地	〒		電話番号 ()	
			FAX番号 ()	
参加者氏名 受付番号は協会使用	受付番号		受付番号	
	受付番号		受付番号	

※ご記入頂いた個人情報については、当協会が責任を持って管理致します。

令和3年2月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分 (鹿児島市七ツ島1-6-2)

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格	
[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	2/8~2/9	1/12~1/15	【全科目者】 会員 31,270円 一般 32,270円 【科目免除者】 会員 30,170円 一般 31,170円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習 修了者	
有機溶剤作業主任者	2/9~2/10	1/12~1/15	会員 13,080円 一般 14,080円		
車両系建設機械運転 (解体用)	2/12	1/12~1/15	会員 18,030円 一般 19,030円	【受講資格】 ・車両系建設機械運転(整地等)技能講習修了者	
技 能 講 習	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 2/15~2/19	【全科目者】 会員 66,430円 一般 67,430円		
		【科目免除者】 2/15~2/16	【科目免除者】 会員 36,730円 一般 37,730円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者	
玉 掛 け	2/15~2/17	1/18~1/22	【全科目者】 会員 22,470円 一般 23,470円 【科目免除者】 会員 20,270円 一般 21,270円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動 式クレーン運転士、揚貨装置運 転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習 修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習 修了者	
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者	2/24~2/26	1/25~1/29	会員 18,800円 一般 19,800円		
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	3/1~3/5	2/1~2/5	【全科目者】 会員 31,450円 一般 32,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者	
			【科目免除者】 会員 20,450円 一般 21,450円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)	
床上操作式クレーン運転	3/1~3/3	2/1~2/5	【全科目者】 会員 29,280円 一般 30,280円 【科目免除者】 会員 27,080円 一般 28,080円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置 運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習 修了者	
教 習	移動式クレーン運転実技教習 (5t以上) 【実技免除】	2/22~2/27	1/25~1/29	【全科目者】 会員 91,565円 一般 92,565円 【学科免除者】 81,400円 【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科 目となっております。)	
特 別 教 育	巻き上げ機の運転	2/8~2/9	1/12~1/15	会員 15,600円 一般 18,900円	
	フルハーネス型 墜落制止用具	2/12	1/12~1/15	会員 10,700円 一般 11,800円	

- 〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。か、案内書をお取り寄せください。
3 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりましては、急遽、中止又は延期する場合があります。予めご了承下さい。

安全衛生教育促進運動実施中

実施期間 令和2年12月1日~令和3年4月30日

主 唱 中央労働災害防止協会

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

~年度初めに向けて安全衛生教育等を計画的に着実に実施しましょう~